

事件番号 平成27年(ハ)第728号 (当庁平成27年(ロ)第601号)
放送受信料請求事件

原告 日本放送協会

被告 宮内正蔵

口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

平成27年10月30日

行差を請求す

被告 宮内正蔵 殿

奈良簡易裁判所民事B・C係

裁判所書記官 鈴木睦人

直通電話0742-88-2675

FAX番号0742-26-7924

頭書の事件について、当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、同期日に出頭してください。なお、答弁書を作成し、期日の1週間前までに2部（1部はコピーでかまいません。ただし2部とも押印してください。）提出してください。

記

期日 平成27年12月16日（水） 午前10時00分

場所 当裁判所第102号法廷（1階）

(注意事項)

あなたが、答弁書を提出せず、期日に出頭しない場合、原告の請求どおりの判決が出て、あなたの給料等の財産が差し押さえられることがあります。

争いのある点については、あらかじめ証拠となる書面や証人の氏名・住所などを調べて準備し、期日に持参してください。

病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人（例えば、親族や担当社員など）を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。

出頭の際には、この呼出状を上記場所で示してください。